

# 商品概要説明書

平成26年6月2日現在適用中

1. 商品名	ぎふしん創業応援ローン
2. お申込いただける方	新たに事業を営む方、または事業開始後3年以内の方 ※一部対象とならない業種がございます
3. お使いみち	事業資金
4. ご融資金額	500万円以内（10万円単位） ※ただし、新たに事業開始予定、事業開始後1年を経過していない方は創業計画書および総必要額30%以上の自己資金をご用意していただく必要があります。 ※自己資金が確認できる資料のご提出が必要となります
5. ご返済方法	毎月元金均等返済または毎月元利均等返済 注) 店頭にて返済額を試算いたします
6. ご融資期間	運転資金5年以内 設備資金7年以内（融資期間内で最長2年以内の元金据置ができます） 注) 元金据置の場合でもお利息は毎月のお支払いとなります
7. ご融資利率	当庫所定の変動金利 【変動金利のしくみ】 ご融資利率は、当金庫所定の短期プライムレートを基準としてその変更幅で変動します また、新利率は短期プライムレートの変更日の翌日以降2回目の利息支払分から適用されます 注) 金利情勢の変化等により、金利が変更となる場合がございます 注) 金利情報については店頭窓口にお問合せください
8. 保証人	個別にご相談させていただきます
9. 担保	不要
10. 苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室(9時～17時、058-265-1151)で受付けています 紛争解決措置 東京弁護士会(03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、03-3517-5825)にお申し出ください また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。